

新

旧

別記

第1号様式（第6条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名
(生年月日)

令和 年度高知県みどりの環境整備支援交付金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条及び高知県みどりの環境整備支援交付金交付要綱第6条第2項の規定により、交付金 円を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業内訳書（別紙のとおり）
- 3 事業完了年月日
- 4 市町村交付金等の交付（交付申請を行う予定の場合も含む）の有無
有 ・ 無 （有の場合は事業名）
- 5 市町村交付金等への環境譲与税の充当の有無
有 ・ 無

(注) 4の交付金等を受ける場合は、森林環境譲与税の充当がないことを市町村に確認し、5に結果を記入してください。

別記

第1号様式（第6条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名
(生年月日)

印

令和 年度高知県みどりの環境整備支援交付金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条及び高知県みどりの環境整備支援交付金交付要綱第6条第2項の規定により、交付金 円を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業内訳書（別紙のとおり）
- 3 事業完了年月日
- 4 市町村交付金等の交付（交付申請を行う予定の場合も含む）の有無
有 ・ 無 （有の場合は事業名）
- 5 市町村交付金等への環境譲与税の充当の有無
有 ・ 無

(注) 4の交付金等を受ける場合は、森林環境譲与税の充当がないことを市町村に確認し、5に結果を記入してください。

新

第1号様式 別紙2

次の金額を確定します。 令和 年 月 日

交付金検査調書兼確定書

交付事業名 令和 年度 高知県みどりの環境整備支援事業

Table with columns: 交付事業者, 検査確認年月日, 検査方法, 申請者, 交付事業終了年月日, 事業量面積(ha), 交付率定額, 交付決定額(円), 確定額(円), 既交付額(円), 残額(円), 検査職員所見

検査命令書対照済 印

上記のとおり検査しましたので、報告します。

令和 年 月 日

契約担当者名 高知県知事 様

〇〇事務所

検査職員 印

旧

第1号様式(第6条関係)の別紙2

次の金額を確定します。 令和 年 月 日

交付金検査調書兼確定書

交付事業名 令和 年度 高知県みどりの環境整備支援事業

Table with columns: 交付事業者, 検査確認年月日, 検査方法, 申請者, 交付事業終了年月日, 事業量面積(ha), 交付率定額, 交付決定額(円), 確定額(円), 既交付額(円), 残額(円), 検査職員所見

検査命令書対照済 印

上記のとおり検査しましたので、報告します。

令和 年 月 日

契約担当者名 高知県知事 様

〇〇事務所

検査職員 印

新	旧
<p>別記第1号様式 別紙3 (直接補助用)</p> <p style="text-align: center;"><u>誓約書兼同意書</u></p> <p>私は、高知県みどりの環境整備支援交付金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。 また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。 誓約の内容に偽りがあった場合は、当該交付金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う交付金の返還に異議なく応じます。</p> <p>・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金 ・農業改良資金貸付金償還金 ・林業・木材産業改善資金貸付金償還金 ・沿岸漁業改善資金貸付金償還金</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>〇〇林業（振興）事務所長 様</p> <p style="text-align: center;">所在地</p> <p style="text-align: center;">(代表者) 職・氏名 (自署)</p>	<p>「新設」</p>

新	旧
<p>別記第1号様式 別紙4（間接補助用）</p> <p style="text-align: center;"><u>誓約書兼同意書</u></p> <p>私は、高知県みどりの環境整備支援交付金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。</p> <p>また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。</p> <p>誓約の内容に偽りがあった場合は、当該交付金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う交付金の返還に異議なく応じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金 ・ 農業改良資金貸付金償還金 ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金 ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金 <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>〇〇林業（振興）事務所長 様</p> <p style="text-align: center;">所在地</p> <p style="text-align: center;">（代表者） 職・氏名（自署）</p>	<p>「新設」</p>

新

第2号様式（第8条関係）

高知県指令 第 号

交付金交付決定通知書

申請者名

令和 年 月 日付けで交付金の交付の申請がありました令和 年度高知県みどりの環境整備支援交付金については、下記条件により金 円を交付することに決定しましたので、高知県みどりの環境整備支援交付金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

令和 年 月 日

高知県知事

記

- 1 高知県みどりの環境整備支援交付金交付要綱を遵守しなければならないこと。
- 2 この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、交付事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- 3 交付事業の終了の翌年度から起算して10年以内に対象森林の所有権の移転を行う場合は、所有権の移転を受ける者に対し、高知県みどりの環境整備支援交付金交付要綱に定める義務の承継を行うこと。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、交付金の交付の決定を取り消し、既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあること。
 - (1) 高知県補助金等交付規則若しくは要綱の規定又は交付条件に違反したとき。
 - (2) 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって交付金の交付を受けたとき。
 - (3) 交付事業の完了の翌年度から起算して10年以内に交付金の対象とした林地を皆伐し、又は他の用途に転用しようとする場合。ただし、公用若しくは公共用又は天災等のやむを得ない事由による場合は、知事と協議することができるものとする。
 - (4) 消費税の申告により交付金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額等に相当する交付金の額を減額して交付金の交付を受けたときにあっては、確定した消費税仕入控除税額等に相当する交付金の額が当該減額した額を上回る場合）
- 5 交付事業者は、森林所有者へ交付金を配布する際に本通知書の写しを添付し、遵守事項を周知すること。

旧

第2号様式（第8条関係）

高知県指令 第 号

交付金交付決定通知書

申請者名

令和 年 月 日付けで交付金の交付の申請がありました令和 年度高知県みどりの環境整備支援交付金については、下記条件により金 円を交付することに決定しましたので、高知県みどりの環境整備支援交付金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

令和 年 月 日

高知県知事

印

記

- 1 高知県みどりの環境整備支援交付金交付要綱を遵守しなければならないこと。
- 2 この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、交付事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- 3 交付事業の終了の翌年度から起算して10年以内に対象森林の所有権の移転を行う場合は、所有権の移転を受ける者に対し、高知県みどりの環境整備支援交付金交付要綱に定める義務の承継を行うこと。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、交付金の交付の決定を取り消し、既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあること。
 - (1) 高知県補助金等交付規則若しくは要綱の規定又は交付条件に違反したとき。
 - (2) 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって交付金の交付を受けたとき。
 - (3) 交付事業の完了の翌年度から起算して10年以内に交付金の対象とした林地を皆伐し、又は他の用途に転用しようとする場合。ただし、公用若しくは公共用又は天災等のやむを得ない事由による場合は、知事と協議することができるものとする。
 - (4) 消費税の申告により交付金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額等に相当する交付金の額を減額して交付金の交付を受けたときにあっては、確定した消費税仕入控除税額等に相当する交付金の額が当該減額した額を上回る場合）
- 5 交付事業者は、森林所有者へ交付金を配布する際に本通知書の写しを添付し、遵守事項を周知すること。

